

別紙  
一般用

現行

(表)

契印

## 学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

第 \_\_\_\_\_ 号

|                |                     |    |
|----------------|---------------------|----|
| ※乗車区間          | 駅から<br>駅まで          | 經由 |
| ※乗車種類          | 片道 往復 連続            |    |
| 部科及び学年         | 第 _____ 学年(年次)      |    |
| 証明書番号          |                     |    |
| 使用者の氏名<br>及び年齢 | (      才 )          |    |
| 割引率            | 旅客鉄道会社線 2割          |    |
| 有効期限           | 年 _____ 月 _____ 日まで |    |

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日発行

学校所在地 \_\_\_\_\_

学 校 名 \_\_\_\_\_

学校代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者  
職 印

|        |         |         |            |
|--------|---------|---------|------------|
| (発行駅)  | (乗車券番号) | (発行年月日) | 割 引<br>コード |
| (基本運賃) | (発売運賃)  | (差額運賃)  | 41         |

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(裏)

改正

(表)

契印

## 学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

第 \_\_\_\_\_ 号

|                |                     |    |
|----------------|---------------------|----|
| ※乗車区間          | 駅から<br>駅まで          | 經由 |
| ※乗車種類          | 片道 往復 連続            |    |
| 部科及び学年         | 第 _____ 学年(年次)      |    |
| 証明書番号          |                     |    |
| 使用者の氏名<br>及び年齢 | (      才 )          |    |
| 割引率            | 旅客鉄道会社線 2割          |    |
| 有効期限           | 年 _____ 月 _____ 日まで |    |

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日発行 ※発行日から3箇月間有効

学 校 所 在 地 \_\_\_\_\_

学 校 名 \_\_\_\_\_

学校代表者氏名 \_\_\_\_\_

代表者  
職 印

|        |         |         |            |
|--------|---------|---------|------------|
| (発行駅)  | (乗車券番号) | (発行年月日) | 割 引<br>コード |
| (基本運賃) | (発売運賃)  | (差額運賃)  | 41         |

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

(裏)

## 別紙

### (この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
- (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。

### (この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って1回使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者が記入してください。
- (4) 発行者は※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。

### 【主な変更点 (赤枠)】

- 1 乗車券の記入欄について「片道・往復・連続」の表記を削除し、2区間記入するため記入欄を追加
- 2 裏面の内容を一部修正